

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（概要）

市長公室人事課

1 主な改正の理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に変更されたことに伴い、令和2年11月に導入した防疫作業手当の特例から新型コロナウイルス感染症に関する業務を除き、特定新型インフルエンザ等に該当する感染症が発生した際の当該感染症にかかる業務を新たに対象とする必要がある。

2 主な改正の内容

附則第2項及び第3項に掲げる防疫作業手当の特例措置の対象から、新型コロナウイルス感染症対策業務を削除し、特定新型インフルエンザ等に該当する感染症が発生した際の当該感染症に係る業務を新たに規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

(特殊勤務手当の概要)

手当名	対象業務	金額
防疫作業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者又はその疑いのある患者の救護 ・感染症の病原体が付着又はその危険がある物件の処理 ・伝染性疾病の家畜又はその疑いのある家畜の防疫作業 	200 円/日
消防緊急出場手当	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の緊急出動 	300 円/件
救急手当	<ul style="list-style-type: none"> ・消防職員の救急作業 	100 円以下/回
夜間特殊業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交替制勤務の消防職員が深夜（午後 10 時～午前 5 時）勤務 	650 円/回
高所作業手当	<ul style="list-style-type: none"> ・火災現場、工事現場等で地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で作業・監督 	300 円/日
救急救命士業務従事手当	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務 	500 円/日 ※上限 10,000 円/月
死獣処理手当	<ul style="list-style-type: none"> ・犬、ねこその他これらに類するものの死体の処理 	300 円/回 ※従事職員数で按分
公害調査監督手当	<ul style="list-style-type: none"> ・公害対策主管課の職員が、公害発生又はそのおそれのある施設や現場の立入調査・検査 	100 円/日
危険物取扱主任者手当	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱主任を命じた職員 	100 円/勤務日 ※上限 2,000 円/月
(附則) 防疫作業手当の特例	<ul style="list-style-type: none"> ①コロナ患者に接する業務 ②コロナの疑いのある者に接する業務（規則で定めるもの） ※検査対象者の受付、検温、面談等 ※消防職員による搬送業務 ③コロナの病原体が付着、又は付着している疑いのある物の処理（規則で定めるもの） ※コロナ患者に触れた物又は検査で使用した物の廃棄処理 	3,000 円/回 ※①、②のうち、 2 時間以上の勤務は、4,000 円/回



改正

(附則) 防疫作業手当の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定新型インフルエンザ等から市民の生命・健康を保護するための業務で市長が定めるもの (新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、政府対策本部が設置されたもの) 	1,500 円/日 ※緊急かつ心身に著しい負担を与えるものは、上限 4,000 円/日
----------------	---	--

(特例措置の経過)

	国（人事院規則）	和泉市
令和2年3月	○コロナに関する特例を創設 ・地方公共団体に通知（技術的助言）	
令和2年9月 （第3回定例会）		○コロナに関する特例を創設 （条例・規則）
令和4年4月	○新型インフル等に関する特例を追加	
令和5年5月8日	○コロナに関する特例を廃止 ※今後、コロナ変異株が新型インフル等に該当し、再び同様の手当が必要となった際に、 新型インフル等に関する特例を適用 ・地方公共団体に通知（技術的助言）	○防疫作業手当の特例の支給基準に関する取扱要綱を設置し、事実上は特例を廃止 ※2類相当以上の危険度が認められる場合に限り支給するものに限定
令和5年6月 （第2回定例会）		○コロナに関する特例を新型インフル等に関する特例に改正 ※今後、コロナ変異株が新型インフル等に該当し、再び同様の手当が必要となった際に、新型インフル等に関する特例を適用

(参考) 改正前の人事院規則9-129

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに新型コロナウイルス感染症及び特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例

第7条 職員が次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則9-30第12条の規定は適用しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおける新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業(前号に掲げるものを除く。)のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、人事院が定めるもの

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の作業 3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)

(2) 前項第2号の作業 1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円)

3 同一の日において、第1項各号の作業に従事した場合には、同項第2号の作業に係る手当は支給しない。

第8条 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(新型コロナウイルス感染症を除き、人事院が定めるものに限る。)をいう。)から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事院が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、規則9-30第12条の規定は適用しない。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると人事院が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事院が定める額とする。

(赤字部分) を削除する改正

議案第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 月 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

防疫作業手当の特例の対象から新型コロナウイルス感染症対策業務を除き、特定新型インフルエンザ等に該当する感染症が発生した際の当該感染症に係る業務を新たに対象とするために、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年和泉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(防疫作業手当の特例)</p> <p>2 第3条の規定にかかわらず、職員が、<u>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(防疫作業手当の特例)</p> <p>2 第3条の規定にかかわらず、<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に関する業務に従事したときの防疫作業手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給するものとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>新型コロナウイルス感染症の患者に接する業務</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある者に接する業務で、規則で定めるもの</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、又は付着している疑いのある物の処理で、規則で定めるもの</u></p>

新	旧
<p>3 前項の<u>手当の額は、作業に従事した日一日につき、1,500円</u>（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、<u>4,000円</u>）を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて<u>市長が定める額</u>とする。</p>	<p>3 前項の<u>防疫作業手当の額は、勤務1回につき3,000円とする</u>。ただし、前項第1号又は第2号に掲げる業務のうち規則で定めるものは、<u>勤務1回につき4,000円とする</u>。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。